

# 代表質問から

## 財政

【問】 県は、どのような場合に一時借入を行い、その残高はいくらか。

【答】 また、夕張市のような粉飾決算を防止するためのチェック体制はあるのか。

【問】 県では年度途中で支払い資金に不足が生じた場合に借入を行っているが、現在、一時借入はない。

【答】 夕張市のような一時借入金を年度にまたがる会計間の貸付・償還に利用する手法は県内市町村においても事例がなかったことを確認している。

【問】 また、県及び市町村の財務事務の執行については監査委員による監査や議会での決算認定などを通じて審査されており、同市のような決算処理はありえないことであると考えている。

## 市町村合併

【問】 市町村合併は市町村の主体性に任せるのか。あるいは県の主導で進めていくのか。

【答】 市町村合併については各市町村で主体的に取り組んでもらいたい。本県の市町村は県のリーダーシップが必要な地域、一定の財政能力を有し、政令指定都市への移行をす

に研究している地域など様々である。

【問】 県としては地域の状況を見極めながら県に求めている役割を踏まえ、これまでも増してリーダーシップが必要な時には積極的な態度で臨んでいきたい。

## 私学助成

【問】 私学助成の充実に対する強い要望に対し、知事はどのように受け止めているのか。

【答】 本県では高校生については約三割の五万人が、また幼稚園児については約九割、九万人の園児が私立学校に通学・通園しており、私学教育の振興や保護者負担の軽減などの観点から私学助成が重要な役割を果たしていると認識している。

【問】 また、九月定例県議会において、私学助成の一層の充実を図ることを強く要望する意見書が全会一致で可決されるなど、県議会や私学関係者の方々の私学助成に対する強い要望については、重く受け止めている。

## 羽田空港再拡張

【問】 羽田空港再拡張後の騒音問題について、今後、関係市

町村との協議をどのように進めていくのか。

【答】 騒音対策については、国土交通省から回答のあった騒音監視技術の専門的な検討会を、県・市町村連絡協議会のもとに設置するよう、国土交通省、関係市町村との準備に入っている。

【問】 今後は、この検討会を通じて、適切な騒音監視体制の検討を行なうとともに、管制技術の進展などを視野に入れながら、県と関係二十五市町村が一体となって、引き続き国との協議を進めていく。

## 認定こども園

【問】 県独自の認定基準の特徴は何か。

【答】 条例案で定める認定基準については公募委員等で構成する「認定こども園の認定基準検討委員会」で検討し、幅広い県民からの意見を聞いて策定されている。

【問】 特徴としては三歳児への職員配置を三十人以下としたこと、二歳児未満の乳児室、ほふく室の両施設を設置することなどが挙げられる。

【問】 認定こども園制度に伴う小規模保育所は保育所待機児童の解消に役立つのか。

【答】 都市部を中心に待機児童は依然として多く、幼稚園が認定こども園制度を活用し、認可保育所の設置待機児童の解消に役立つものと考える。

## 認知症予防

【問】 県として緊急かつ大規模な認知症対策を実施する必要があると思うが、どのような施策を実施しているのか。

【答】 県として、認知症高齢者本人や家族、地域で支える体制づくりが必要と考えている。

- ① かかりつけ医に対する認知症の診断技術等の研修
- ② かかりつけ医の認知症診断等に助言や支援を行う「認知症サポート医」の養成
- ③ 認知症の悩みを持つ家族に対する相談

【問】 さらに地域や職場で認知症高齢者や家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成や住民に対する認知症の正しい理解の啓発を行っている。

【問】 アルzheimer 疾患対策についてどのような対策や予防策を講じているのか。

【答】 アルzheimer 相談センターを県庁内に設置し、専門医師や保健師による電話相談を実施するとともに、ホームペー

## 教育

【問】 県内公立学校におけるいじめの状況はどうか。また県教育委員会はその状況をどうとらえているのか。

【答】 平成十七年度のいじめ発生件数は、千八百七十一件であり、高い数値になっている。そのほとんどは早期に解消しているが解決には時間がかかる事例もある。

【問】 最近のいじめの内容は、冷やかしかからかい、言葉での脅しなどが多くなっている。

【問】 また、昨今、いじめが関係した自殺が全国で発生し、憂慮すべき状況にあると認識している。

【答】 県教育委員会は道徳教育の充実や「いのちを大切に」のキャンペーンの実施など心の教育の推進を図るとともに、スクールカウンセラーや子どもたちの相談しやすい体制

づくりを努めている。今後迅速で組織的な取り組みを充実させていく必要があると考えている。

【問】 いじめ問題に対する緊急的な対策や根絶に向けた対策をどのように講じていくのか。

【答】 県教育委員会としては、いじめ問題の全国的な発生を受け、直ちに「いじめ対策緊急連絡会議」を開催した。

【問】 また、県内の全学校において新たに「いじめゼロキャンペーン」に取り組んでいる。

【答】 これは子どもたち一人ひとりが「いじめをなくすために私ができること」というテーマで自分の考えをまとめ討論を行なうというものである。

【問】 さらに、現在策定中の「教育戦略ビジョン」においても、いじめ根絶に向けて学校・家庭・地域が一体となった取り組みを推進していきたい。

【問】 県民からのサイバー犯罪の相談はどのような体制で対応しているのか。

【答】 県警察では、民間企業のシステム・エンジニア経験者などを特別捜査官として中途採用する制度を平成八年度以降導入しているほか、採用時にコンピュータに関する専門知識を有する職員の底上げに努めるなど県民からのサイバー犯罪の相談に対し、警察本部及び、各警察署のいずれでも対応可能な体制を備えている。

## サイバー犯罪

【問】 県として有害サイトの内容を定め、接続できないよう携帯電話会社に対してフィルタリングを行った携帯電話を青少年に販売するよう求めるべきだと思いませんか。

【答】 県では、フィルタリングの利用促進を図るため、中学一年生の保護者向けリーフレットの配布、携帯電話のルールやマナーの県ホームページへの掲載などを行ってきた。

【問】 携帯電話会社に対しては平成十八年十一月に総務省が保護者に対しフィルタリング利用の意思を確認するなど取組強化を求めている。

【答】 県として有害サイトの内容を定めることは捕捉や表現の自由など難しい点があるが、保護者への啓発を行うほか、八都県市で共同して事業者に対し、フィルタリングの普及促進を求めている。